

諮問第155号の概要

(毎月勤労統計調査の変更について)

令和3年6月30日
総務省政策統括官(統計基準担当)

1 毎月勤労統計調査の概要（現状）

調査の目的

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区分		調査事業所数 (注)	調査周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約15,200	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 性別常用労働者数、パートタイム労働者数 常用労働者、パートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額 等 	【母集団情報】 事業所母集団データベース 【標本抽出方法】 層化無作為一段抽出（1年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング） ※ 従業員500人以上は全数調査	厚生労働省 -都道府県 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 郵送調査 オンライン調査
	地方調査	約25,500				厚生労働省 -報告者	
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約18,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額 等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出（半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング）	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 オンライン調査 ※災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査が可能
	地方調査	約18,000				厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約25,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額 等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 集落抽出 （抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する。）	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 ※災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査又はオンライン調査が可能

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

2 結果の主な利活用

① 行政上の施策への利用等

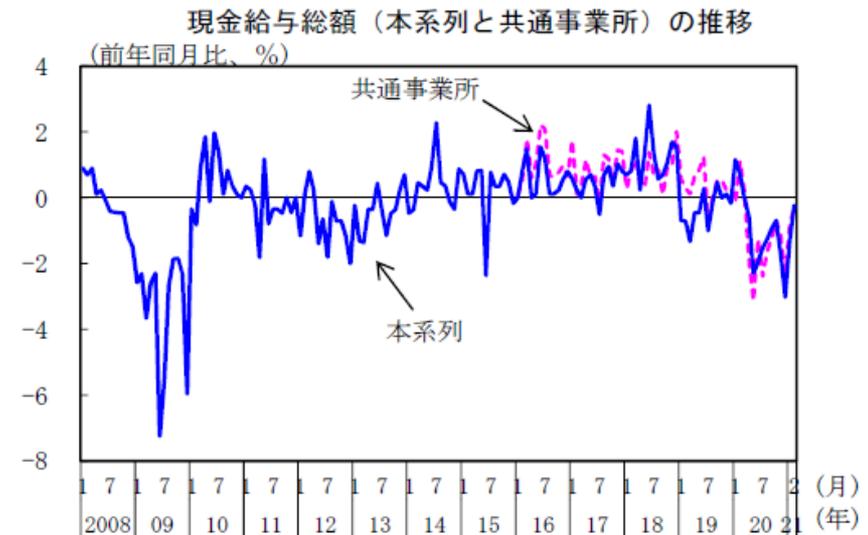
- 雇用保険の失業給付のうち基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- 月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

② 国民経済計算の推計（内閣府）における基礎資料

- 雇用者報酬等の算定資料として利用

③ その他の利用状況

- I L OやO E C D等国际機関に定期的に報告
- 民間企業において、ベースアップ等賃金改定の参考資料として利用



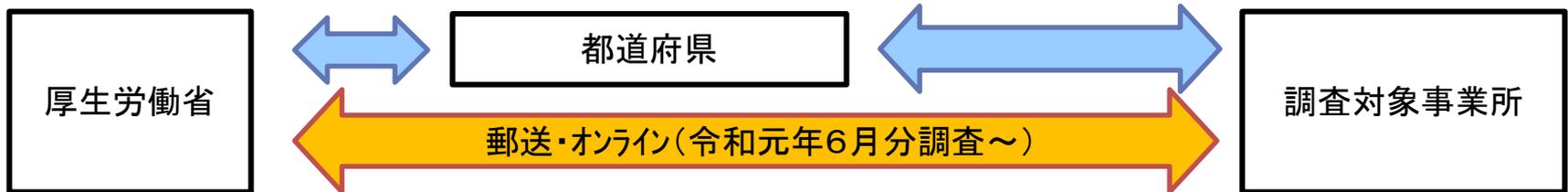
(出所) 月例経済報告主要経済指標 (令和3年4月22日)
「10 雇用情勢」から抜粋

3 変更事項（1）調査系統

現状

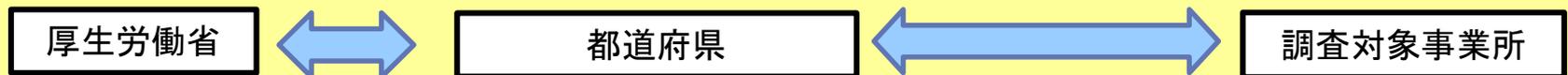
全国調査の対象事業所のうち、常用労働者500人以上の大規模事業所は全数を調査し、都道府県経由の郵送・オンライン調査により実施する計画であったところ、東京都の事業所では抽出調査を行っていた。

➡ 令和元年6月分調査から、東京都の500人以上規模の事業所のうち、調査対象から除外していた約750事業所を対象に、厚生労働省の直轄による郵送・オンライン調査を実施



変更内容

東京都との調整が整ったことから、令和4年1月分調査から、東京都が500人以上規模の事業所の全数調査を行うこととし、これに合わせて調査系統を変更



3 変更事項（2）特別調査の公表期日の繰下げ

現 状

- 現行の調査計画では、特別調査の集計結果は、調査を実施した年内に公表することとなっている。

【現行の作業スケジュール】

- ・ 毎年8月から9月まで調査実施
- ・ 12月上旬に調査対象事業所名簿を取りまとめ
- ・ 公表準備と並行して調査票データと調査対象事業所名簿の整合性を確認
- ・ 不整合がある場合には、12月中旬に再集計を実施

変更内容

利活用に支障のない範囲で公表の期日を繰り下げ、
調査実施翌年1月末に変更（1か月繰下げ）

3 変更事項（3）調査票情報の保存期間等

現状

- 記入済み調査票及び地方調査の電磁的記録媒体の保存期間は3年となっている。

変更内容

- 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」について、厚生労働省において永年保存するほか以下のとおり変更

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事



調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	厚生労働省統計管理官(雇用・賃金福祉統計室長併任)
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)
地方調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	都道府県知事
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)

4 今後の課題等（1）

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和4年(2022年)1月までに実施する。
◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用にあ資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

4 今後の課題等（2）

○ 諮問第141号の答申（令和2年7月10日付け統計委第12号）

- ① 厚生労働省は、本年度の特別調査に代わり、常用労働者5人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和3年5月上旬に公表される令和3年1月から3月までのQEの雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和3年4月末までに集計結果を公表すること。
その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供すること。
- ② 代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うこと。
- ③ 常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析すること。

○ 諮問第124号の答申（平成31年1月30日付け統計委第5号）

- ① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2) 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。
- ② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。
- ③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。

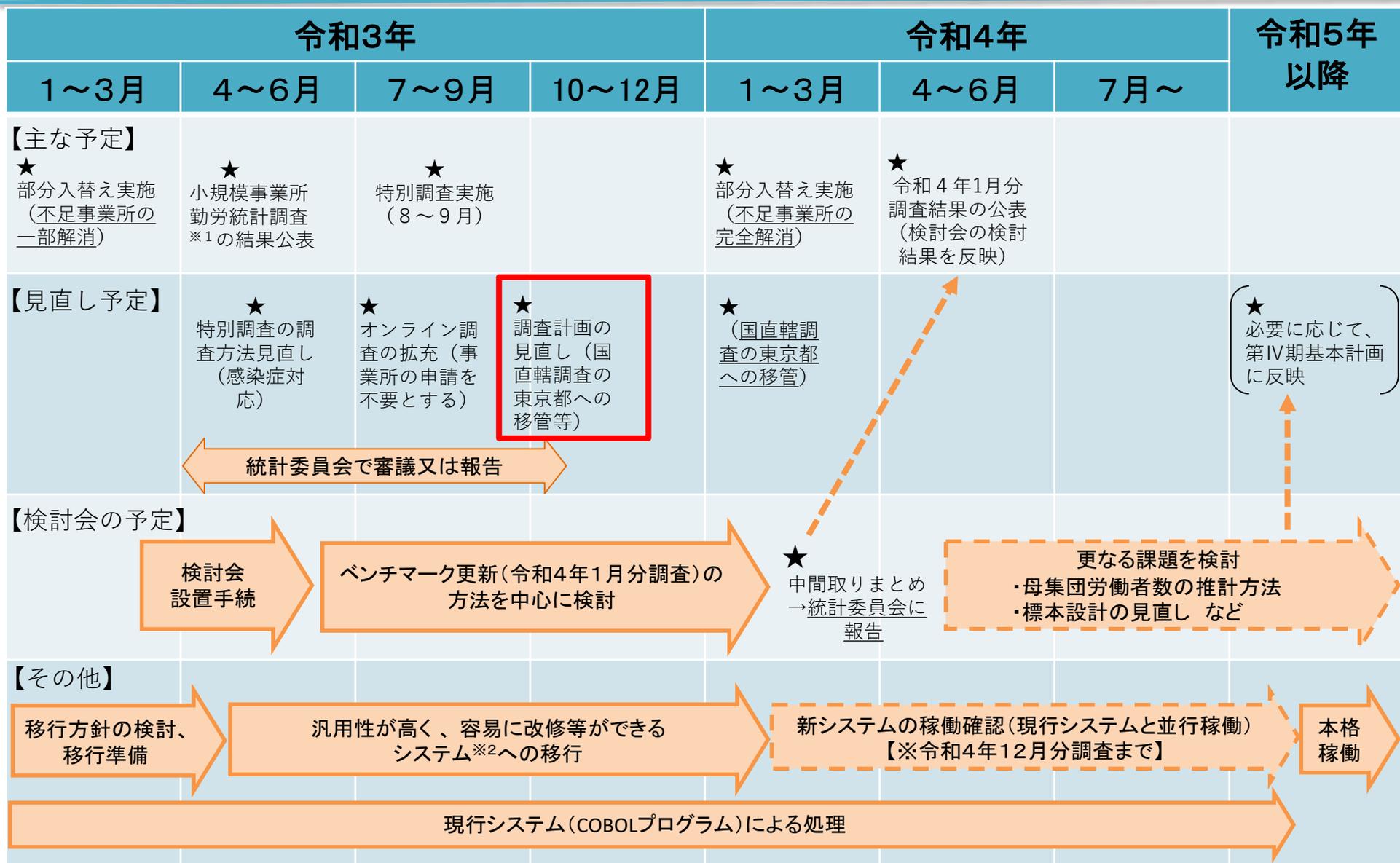
○ 諮問第97号の答申（平成29年1月27日付け統計委第2号）

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。

5 想定される主な論点

- ① 厚生労働省が直轄で行っていた郵送・オンライン調査部分の東京都への移管に当たり、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。
- ② 特別調査の公表期日の繰下げの期間は適切か。繰下げによる利活用上の支障はないか。
- ③ 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の厚生労働省での保存はどのように行っていくのか。
- ④ 過去の答申における課題や基本計画での指摘事項への対応は進んでいるか。

毎月勤労統計調査における今後のスケジュール



※1 小規模事業所勤労統計調査：令和2年特別調査を中止したことに伴う代替調査（郵送又はオンラインによる調査）
 ※2 現行のCOBOLプログラムから、C/C++及びExcel VBAを中心とした集計プログラムに移行する予定